

道路位置指定等の手続き

	申請者		西東京市	標準処理期間
事前調査	新しく道路を作る場合は、都市計画法第29条の開発行為に該当するかを東京都多摩建築指導事務所開発指導第二課で確認してください。			
事前相談	事前相談申請 (必要書類は別紙参照)	→ ←	相談受付 本申請に関する条件等を回答	10日
資料作成	西東京市建築基準法施行細則様式第35号案の作成 ＜添付資料＞ ・公図写し ・関係権利者調書一覧表 本申請書類作成 (必要書類は裏面参照)	⇔ ← ⇔	修正部分指摘 様式第35号案確認 修正部分指摘	10日
申請	本申請、引換券受領 (手数料50,000円) 書類修正	→ ⇔ ↓ ←	申請受付 書類審査 修正部分指摘 書類審査完了の連絡	10日
着手	工事着手 工事完了			
完了検査	施工写真等提出 現地確認日の調整 現地確認	→ ⇔	施工写真等確認 現地確認日の調整 現地確認	10日
指定		←	道路指定等の審査 道路指定等の連絡	
	窓口で通知書、副本受理 (引換券提出)	→ ↓	通知書、副本の返却 告示	

(標準処理期間合計40日)

※標準処理期間に申請者の書類修正期間及び土日祝日は含めない。

※西東京市が書類審査で修正の指示をした場合、当日は標準処理期間に含めない。

※関係権利者への承諾回りや道路の工事期間は標準処理期間に含めない。